

(自治研の意義)

問 1 「自治研」とはどういうことですか、また自治労が「自治研」という運動をするのはなぜですか。

答 自治研活動(地方自治研究活動)はひとつの運動ですから、運動の発展段階におうじて、運動の形態も次第に変化するわけであります。いまのところつぎのようにいったらどうでしょうか。

「自治研活動とは、住民の地方自治を守り、民主主義を発展させるための自治労の運動である。」

抽象的ない方ですが、要約するということなんです。

いまの憲法は明らかに民主主義の基礎となる地方自治、即ち地方住民の意向にもとづいた地方政治を保障しております。だが最近の国の政策は地方自治をのばすどころか、中央集権的傾向をよりいっそう深める方向にむかっているといわざるを得ません。政府、独占資本はもはや地方自治をみとめたくないのです。

こうして地方自治がうすれ、中央統制がきびしくなつて地方自治体が住民を支配する機能

が強化されると、住民は大きな打撃を受けますが、同時にそこで道具になって働かされる自治体職員自身がひどい目に会わされることになります。

たとえば国の財政的しめつけや、理事者の経費節減のために、賃金その他の労働条件も悪化をするでしょうし、民主的諸権利の制限や剝奪が進み、職制の支配が強まり、職場も暗くなるでしょう。また、反人民的なイヤな仕事を強制されるといった状態にも陥るでしょう。

ですから、組合としては、地方自治を守る運動を積極的に進めざるを得ないわけです。

このように私達は組合としてみんなの力を合せて賃上げの闘い等を通じて生活を守り、権利を守ると同時に、地方自治を守るために闘わねばなりません。自分達の生活と権利を守れないのに地方自治を守るといっても無理ですし、また地方自治を守り発展させないでは、私達の生活を守れないといった関係にあるといえましょう。

日本の民主主義や地方自治を守るという問題は、もちろん自治労だけでできるものではありません。全体としては革新政党や労働組合、その他の民主団体が力を合せてやりとげねばならないことですし、地域では組織された住民の共闘がよほど進まないところいう力にはならないのです。

自治労組合員の立場から見た意義

この中で、自治体の仕事にたずさわる労働者として、私達は、自治体を住民のものにする運動のなかで特に大きな役割を果たすことができますし、また果さなければなりません。

そこでまず第一歩として自治体を住民のものとして民主化してゆくためには、いまの自治体行財政の実態を明らかにしてゆくことが必要です。

そのために自治体職員として従事している自分の仕事の内容を研究するのが近道です。ところがすこしまじめに自分の仕事を研究していくと、必ずしも住民のためになるようなしくみになっていないとか、自ら労働者として住民の要求に応える仕事ぶりをしていないとか、その他いろいろな矛盾にうちあたります。

これらの矛盾を明らかにすることから地方行財政のしくみは一体どうなっているのか、国と自治体の関係はどうなっているのか、また自分たちの要求が容易に実現しないのはなぜか、自治体職員の姿勢はどうか、どうすればよいか、などということがわかるようになります。ところがここまでくるのには、結局組合が組織的にこれらの運動に取り組んでいかなければなりません。

こういうとりくみをおして自治研活動は

第一に、自治体の仕事の面からみると「お役人」である自治体職員が、住民の立場で自治

体行政を見直すことによって本当の自覚した労働者になる運動です。

第二に、このような住民の立場から仕事を見直すという活動が、職場において大衆的に取組まれるということは、職場を民主化することであり、そのことは住民と結びついて地方行政を民主化することにつながっています。

第三に、自治研活動は自治労の組合運動を前進させ、組織をつよめる役割をもっています。それは一つには、自治体職員の仕事上の悩みや問題を組合がとり上げ問題を研究することによって職場に組合の影響をひろげ、職場活動を強化することができるからです。二つには、組合活動に関心をもたない組合員をこうした仕事上の問題の研究を通じてより活動的な組合員にする途が開かれるからです。三つには住民のための仕事をするには、自治体職員的生活と権利を守る必要があることを明らかにするからです。

組合活動と自治研

このように自治研活動が職場におろされていくことは、自治体職員がほんとうに自覚した労働者となり、自治労の組織を強化し、職場組織をきずき、職場の民主化を促進することになります。いうまでもないことですが、組合運動の発展のないところで自治研活動も発展するはずはありませんし、自治研活動は組合運動の強化の必要にせまられておこってきた運動

です。

ところが、このことは、何も自治研活動をしなくても、労働組合本来の権利意識によってできることであり、自治研活動はこういう意識に雑音をふきこむものだという意見もあります。しかし、賃金のひきあげをたたかうにも、私たち自治体職員の労働と住民の利益との関係をハッキリつかまないと、たたかう確信もできてこないし、見通しをもった闘争の指導もできません。多少の賃上げをちとればたちまち企業（自治体）意識というもの自治体職員をつかんで、住民とのへだたりをつくってしまいます。また、私たち自身の中の役人意識を克服しないかぎり、自治体職員の権利意識さえ確立できません。この場合には、変に組合意識をもったお役人ができあがってしまいます。ですから、ここからもう一歩前進しようとすれば、住民との何らかのていけいが問題になり、どうしても自治研が必要とならざるをえないのです。

このように自治研活動と自治労本来の組合活動との関係が問題になってきていますが、これは自治労の組合活動が発展した証拠であり、自治研活動は住民との共闘によって自治労の闘いを発展させ自治体職員の労働の特殊な側面を追求することによって自治労のおくれた部分（意識と組織）をひき上げ組合活動を大衆化する役割をもつものだといえることができます。

す。

(自治研のはじまり)

問2 「自治研活動」はいつごろどのようにしてはじまったのですか。

答 その胎動

自治研活動は、少数の自治労幹部の思いつきから生まれたものではありません。それは戦後日本の地方自治の歴史と自治労の運動の中から生れ育ってきたものです。

戦後の諸改革の結果、天皇の公吏であり、天皇への奉仕者であった自治体職員は、法律の上では住民への奉仕者、公務員労働者になりました。しかし官僚機構は温存されたので、職員が公僕となり、住民に奉仕するためには、まず官僚機構を民主化し、仕事の性格をかえていかねばなりませんでした。このことは労働者としての職員の生活を向上しようとして組織された職員組合が、基本的任務の一つとしたことです。その意味では、自治研活動は昭和二年一月、自治労連結成の時からはじまったといつてよいでしょう。

自治体職員に課せられたこの任務の実現は、占領下において、たいそう困難でした。組合